

わかやま子ども学総合研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山信愛大学学則第12条の規定に基づき、わかやま子ども学総合研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学の建学の精神に基づき、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究する子ども学に関して多角的に調査研究及び実践を行い、地域社会への知的還元と支援を多様に展開して公共の利益に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども学に関する基礎的・応用的研究
- (2) 子ども学に関する学習機会の提供
- (3) 子どもに関わる支援者の養成及び研修
- (4) 子ども学に関する資料の収集及び提供
- (5) その他センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第4条 センターは、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 委員
- (4) 専任教員
- (5) 学生
- (6) 特別研究会員

(センター長)

第5条 センター長は、和歌山信愛大学専任教員の中から学長が任命する。

2 センター長の任期は2年として、再任は妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、和歌山信愛大学専任教員の中から学長が任命する。

2 副センター長の任期は2年として、再任は妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の命を受け、センター業務の円滑な遂行に関してセンター長を補佐する。

(委員)

第7条 委員は、和歌山信愛大学専任教員の中から学長が指名する。

2 委員の任期は2年として再任を妨げない。

(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの業務に参加するとともに専門的業務を処理する。

(学生)

第9条 学生は和歌山信愛大学に在籍する者とし、センターの業務に参加することができる。

(特別研究会員)

第10条 特別研究会員は、和歌山信愛大学学外の子ども学に関する研究・実践者で、委員会で承認された者とする。

2 特別研究会員はセンターの業務に参加することができる。

(委員会)

第11条 センターに関する重要事項を審議するため、わかやま子ども学総合研究センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。